

平成30年7月26日

東京慈恵会医科大学附属病院長候補者選考委員会

東京慈恵会医科大学附属病院長に求められる資質・能力に関する基準

東京慈恵会医科大学附属病院長候補者選考委員会は、病院長候補者の選考にあたり、東京慈恵会医科大学の各病院長選任等規則第4条第1項の規定に基づき、病院長に求められる資質・能力等について次のとおり定める。なお、本学の定める病院の理念や基本方針を理解し、それを遂行しなければならない。

1. 医師であること
2. 心身ともに健全にして人格高潔であること
3. 組織管理能力など病院の管理運営上必要な資質、能力を有すること
4. 医療安全確保のために必要な資質・能力を有すること
5. 診療及び臨床教育に関する識見を有すること

【病院の理念】

「病気を診ずして病人を診よ」の教えに基づき、質の高い医療を実践し、医療人を育成することにより、社会に貢献し、患者さんや家族から信頼される病院をめざす。

【病院の基本方針】

- ・患者さんや家族が満足する良質な医療を実践する。
- ・先進医療の開発・導入など、日々、医療水準の向上に努める。
- ・優れた技能を身につけ、豊かな人間性と倫理観を兼ね備えた医療人を育成する。
- ・地域社会と連携し、きめ細やかな医療サービスを提供する。
- ・全職員が誇りをもって働ける職場づくりを実践する。

以 上